〇羽村·瑞穂地区学校給食組合情報公開·個人情報保護審査会規則

令和5年3月9日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年条例第3号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例に よる。

(会議)

- 第3条 審査会は、会長が招集する。
- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長 の決するところによる。
- 4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったと きは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(手続の併合又は分離)

- **第4条** 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。
- 2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

(閲覧等の求めをする書面に記載する事項)

- 第5条 条例第11条第2項の閲覧又は交付の求めをする書面に記載する事項と して規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 閲覧若しくは交付に係る条例第11条第1項に規定する意見書等(以下「対象意見書等」という。)又は閲覧若しくは交付に係る同項に規定

する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)を特定するに足 りる事項

- (2) 対象資料等又は対象電磁的記録について求める閲覧又は交付の別
- (3) 対象資料等又は対象電磁的記録について交付を求めるときは、求める 当該交付の方法(第7条各号に掲げる交付の方法をいう。)

(電磁的記録の閲覧の方法)

- 第6条 条例第11条第1項の電磁的記録に記録された事項の閲覧の方法として 規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。
 - (1) 対象電磁的記録に記録された事項を用紙に白黒又はカラーで出力したものの閲覧
 - (2) その他対象電磁的記録に応じた適切な方法 (交付の方法)
- **第7条** 条例第11条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。
 - (1) 対象意見書等の写しの交付にあっては、当該対象意見書等を複写機に より用紙に白黒又はカラーで複写したものの交付
 - (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、 当該事項を用紙に白黒又はカラーで出力したものの交付

(諮問庁の申出)

- **第8条** 諮問庁は、組合情報に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、 審査会に対し、その旨を申し出ることができる。
- 2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第8条第1項 の規定により当該組合情報又は当該保有個人情報の提示を求めようとするとき は、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(公印)

- 第9条 審査会の公印の名称、番号、書体、寸法、材質、用途及び保管者は、 別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。
- 2 前項に定めるもののほか、審査会の公印の取扱いについては、羽村・瑞穂地 区学校給食組合公印規程(平成31年規程第1号)の例による。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、給食課庶務係において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、 別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 - (羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開条例施行規則の一部改正)
- 2 羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開条例施行規則 (平成17年規則第4号) の一部を次のように改正する。

第4条中「場合は、」の次に「羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年条例第3号)第2条第1項に規定する」を加える。

第14条を削る。

第15条中「第31条第2項」を「第25条第2項」に改め、同条を第14条とする。 第16条中「第32条」を「第26条」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

様式第12号から様式第15号までを削る。

(羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会規則の廃止)

3 羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会規則(平成17年 規則第2号)は、廃止する。

別表第1 (第9条関係)

名	称	番号	書	体	寸	法	材	質	用	途
羽村・瑞穂地区 合情報公開・個 審査会長印	学校給食組 人情報保護	1	てん	√書	方 2	21mm	つ	げ	一般了	文書用

別表第2 (第9条関係)

羽村瑞穂地区学 校給食組合情報 公開・個人情報 保護審査会長印